

山梨県公報

第六百十号

令和七年

十一月十七日

月 曜 日

目次

告示	六二一
○道路の区域変更	六二一
公告	六二一
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(四件)	六二一
○公共測量の終了	六二三

告示

山梨県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和七年十二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地从先から	旧	二二・四	六二・五
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地从先まで	新	二三・三	六二・五

公告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ甲府店 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三 外

- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

- 3 変更の年月日 令和七年九月二十六日

- 三 届出年月日 令和七年十月二十日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 向島亭 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプス市徳永複合施設 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年十月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 SMFLみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田明 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール甲斐敷島 山梨県甲斐市中下条字東河原二千番一 外及び山梨県甲府市荒川二丁目二番二 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
アーケランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦 新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外七者	アーケランズ株式会社 代表取締役 佐藤好文 新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外七者

3 変更の年月日 令和七年五月一日 外
届出年月日 令和七年十月二十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十七日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキヤピタル株式会社 代表取締役 久井大樹 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲府店 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治	株式会社ジーユー 代表取締役 黒瀬友和

山口県山口市佐山一万七千七百十七番地一 外一者	山口県山口市佐山一万七千七百十七番地一 外一者
----------------------------	----------------------------

3 変更の年月日 令和七年四月一日

三 届出年月日 令和七年十月三十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十七日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）

二 測量の地域 北杜市、韮崎市の一部

三 測量の期間 令和七年六月十日から令和七年十月三十日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番